

平成30年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 平成30年12月13日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年12月13日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年12月13日(木) 午後 1時50分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	9番	谷 口 康 之
4番	松 井 盛 泰	10番	伊 藤 政 博
5番	木 村 一		

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 5番 木 村 一

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	田 中 志津夫
生活福祉課主幹	永 田 吉 雄
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
建設水道課長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
知内高等学校事務主幹	長谷川 将 之
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号) 平成30年12月13日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 1番、五十嵐捷爾君 5番、木村 一君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6	委員会報告 第2号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第7		追跡質問
第8		一般質問
第9	議案第1号	知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第10	議案第2号	平成30年度知内町一般会計補正予算(第7号)について
第11	議案第3号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
第12	議案第4号	平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
第13	議案第5号	平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第14	議案第6号	平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について
第15	議案第7号	平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第16	議案第8号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
第17	議案第9号	知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
第18	議案第10号	知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について
第19	議案第11号	かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について
第20	同意第1号	教育委員会委員の任命について
第21	意見書案 第1号	難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について
第22	意見書案 第2号	国保の抜本的改革を求める意見書の提出について
第23	意見書案 第3号	カジノを含む統合リゾート(IR)推進法の廃止を求める意見書の提出について
第24	意見書案 第4号	再びブラックアウトを起こさないため分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書の提出について
第25	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
第26		諸般の報告について(経済民生常任委員会委員長の選任報告)
第27	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

おはようございます。

平成30年第4回の定例会にお集まりいただきまして、どうもご苦労様です。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、平成30年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、五十嵐捷爾君及び5番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月7日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成30年第4回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成30年12月13日提出。知内町議会議長 伊藤政博。

平成30年第4回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年12月13日提出。知内町議会運営委員会委員長 木村一。知内町議会議長 伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月7日。出席委員、木村、成澤、吉田、谷口。欠席委員、なし。説明員なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、12月13日木曜日から14日金曜日までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件につ

いて。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告2件、一般質問1件、議案11件、同意1件、意見書案4件、選任1件、議長発議1件である。5、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりであります。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告のあったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から12月14日までの2日間にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成30年第4回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでありますので、ご了解願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

平成30年第3回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、まちづくり懇談会の開催状況についてであります。10月21日から11月2日まで、各町内会でまちづくり懇談会を開催をさせていただきました。総務企画課、地域創生推進室、税務会計課、生活福祉課、産業振興課、教育委員会、各担当課ごとに行政の取組み状況などについて、説明の後、出席者とまちづくりの課題、方向性等について、

懇談、意見交換をさせていただいたところでもあります。町からは私と網野副町長、本間教育長、各担当課長、主幹が出席を致しました。12町内会で283名の方に出席をいただいたところでもあります。

第2点目は、半島振興対策促進大会についてであります。10月23日に半島振興対策促進大会が開催され、出席をさせていただきました。平成31年度政府予算編成及び施策に関する要望の概要については、1つ目の半島振興のための支援施策の充実から、10点目の財政・税制上の措置の充実について、大会決議されたところでもあります。

第3点目は、松前半島道路の事業早期着手に向けた要望活動についてであります。11月7日に北海道縦貫自動車道建設促進道南中央期成会、高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会、函館広域幹線道路整備促進期成会の要望活動に連動して、松前半島道路の早期事業着手に関する要望活動に参加をさせていただきました。出席者は、函館市工藤市長、松前町石山町長と私と木古内町大森町長であります。要望先については、記載のとおりでありますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。また、要望書については、抜粋でありますけれども、資料1として添付をさせていただいておりますので、お目通しをお願い致します。

第4点目は、全国治水砂防促進大会及び治水関係事業に関する中央要請活動についてであります。11月20日、砂防会館で全国治水砂防促進大会が開催され、出席をさせていただいて、その後、要望活動にも参加をさせていただきました。要望先については、国土交通省から北海道選出の衆議院、参議院の皆さんに対して要望をさせていただいたところでもあります。なお、促進大会の提言として、資料2として添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

次に5点目が、知内川環境改善に向けた意見交換会への出席についてであります。11月22日に中央公民館において、函館建設管理部の主催による標記意見交換会が開催され、出席を致しました。出席者については、記載のとおりでありまして、函館建設管理部の治水課長から檜山森林管理局の各職員が出席をされております。町からは、私と小田島総務企画課長、それから、佐藤建設水道課長、堂守土木係長が出席をさせていただきました。意見交換の内容でありますけれども、平成29年度までの維持管理の実施概要について説明後に、今後の維持管理計画について説明がありました。平成30年度の維持管理は、新橋上流の中州掘削工事については、掘削延長が100m、それから、土量約4,000m³を予定しているという説明がありました。なお、平成31年度から概ね3年間で260m区間、土量として約17,000m³、掘削高は計画河床高まで掘削を予定しているという説明をいただいたところでもあります。

第6点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。11月5日に平成30年第2回定例会が開催され、同意第1号として、副広域連合長の選任の同意を求めることについては、原案通り長万部町の木幡町長の選任に同意を致しました。議案第1号の平成30年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）については、原案通り可決されました。認定第1号の平成29年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定についても原案通り認定されたところでもあります。

次に第7点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。11月7日に平成30年度第2回定例会が開催され、議案第8号の平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案の通り認定されました。議案第9号の平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定についても、原案通り認定されました。議案第10号の平成30年度北海道後期高齢者

医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、原案通り可決されました。議案第11号の平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）についても、原案通り可決されたところであります。議案第12号の専決処分の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案通り承認されたところであります。

次に第8点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。12月7日に平成30年第3回定例会が開催され、議案第1号として、職員の給与に関する条例の一部改正については、原案通り可決されました。同じく議案第2号の平成30年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についても、原案通り可決されました。議会終了後、消防施設整備計画の変更について、全員協議会を開催をし、説明を受けたところであります。

次に第9点目は、定住・移住に関するプラットフォーム事業についてであります。移住促進を目的に「知って納得！食べて満喫！しりうちフェア」を開催を致しました。10月27日から2日間、函館ポールスターショッピングセンターにおいて、「知って納得！食べて満喫！しりうちin函館」を開催を致しました。来場者は8,900人で、移住相談者については、2組4名でありました。同じく11月3日から2日間、イオンモール札幌苗穂店で開催をさせていただき、来場者は9,150人、移住相談者は3組4名でありました。

以上、9点について、ご報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政報告は終わりました。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、副委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会副委員長、笠松悦子君。

◎ 副委員長（笠松悦子）

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年12月13日。知内町議会経済民生常任委員会副委員長 笠松悦子。

知内町議会議長 伊藤政博殿。

記、1、調査年月日、平成30年10月18日（木）（1日間）2、調査委員、下記のとおりであります。3、欠席委員、なし。4、説明員、網野副町長、佐藤建設水道課長、帰山管理係主査。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、（1）町内全域における除雪体制について。（2）山栗川の管理状況について。

7、調査意見、（1）町内全域における除雪体制について。

当町においては、住民の通行の安全確保及び利便性確保のため、車道71.0km、歩

道 9. 9 km の計 80. 9 km について、除雪作業を実施している。

そのうち直営分（運転業務は（株）スリーエスに委託）については、除雪重機 5 台により元町、きらく、前浜地区を中心とした主要路線の車道 40. 3 km、歩道 2. 9 km の計 43. 2 km、委託分については、業者 3 社、除雪重機 14 台により、その他の地区を中心とした主要路線で車道 30. 7 km、歩道 7. 0 km の計 37. 7 km について対応している。

除雪にかかる経費については、積雪量が平成 25 年度（738 cm）と平成 29 年度（711 cm（ともに千軒アメダス調））とさほど変わらないにも関わらず、直営分は、平成 25 年度 992 万円に対し、平成 29 年度 1, 139 万 9 千円と 1. 15 倍となっており、委託分は、平成 25 年度 3, 017 万円に対し、平成 29 年度 4, 673 万 9 千円と 1. 55 倍となっている。これは近年における除雪作業単価の高騰、排雪回数の増や温度上昇に伴う路面生成の回数が増によるものである。

除雪方法は従来から変わっておらず、パトロールにより降雪量 10 cm を確認の上、除雪を開始している。除雪時間は、基本的に午前 4 時から通勤通学時間までの終了を目指して作業しているが、夜間及び悪天候時については、交通安全対策上、除雪作業は実施しない。また、排雪については、湯ノ里地区を中心に各交差点など積雪状況に応じ実施し、幅出しについても、パトロールによる状況確認し、安全な通行及びすれ違いが可能なように実施している。

高齢化する除雪重機運転手の不足や除雪業者における除雪重機等にかかる費用負担増など様々な課題はあるものの、住民からの除雪に対するニーズに応えるため、きめ細やかな除雪体制について、予算の増額も含め検討していただきたい。

特に国道や道道、町道の交点においては、除雪時間が異なるなどして、押された雪が一方の道路に残されることが多々あることから、行政間における協議を進め、また、業者間における連携を深めるとともに、その解消のため、道道路線の除雪について町が担うことも含め検討していただきたい。

また、除雪後に住居前に残される雪塊については、高齢化が進む中、その除雪は住民にとって大きな負担となっていることから、それを解消するための技術的または人力的な方法の検討についても議論を進めていただきたい。

旧来からの車両を中心とした除雪対応だけではなく、高齢者や通学児童・生徒などの歩行者に目を向けた除雪対応を進め、特に湯ノ里地区の町道や道道の歩道については、排雪回数を増やすなどの対応により、歩行者の安全を確保するよう努められたい。

（2）山栗川の管理状況について

山栗川の下流域について現地調査したところ、悪臭発生の状況は確認できず、原因の特定にも至らなかった。しかし、そもそもの流量や知内川の水位の関係から、その流れはほとんど無く、旧来の自然環境を維持しているとは言い難い状況であった。

町においては、調査地点から上流区域については、土砂堆積や立木の繁茂による河積阻害解消のため、継続して河道掘削工事を実施しているところであるが、なお一層の生態系回復に向け、水質調査などの実施について検討していただきたい。

なお、本件については、当常任委員会において継続調査事項として取り扱うこととする。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今、報告にありました常任委員会の報告内容については、理事者において、こ

れを行政に充分反映されるよう議長からも要望します。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

7番、花井泰子君。

◎ 7番（花井泰子）

議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本年6月に「知内町水道ビジョン」により、2018年から2027年までのビジョンが示されたところであります。

「知内町水道ビジョン」においては、今後において老朽化する施設や管路の更新・改修費に多額の費用がかかる見込みとなっているが、その財源確保についてどのような考えがあるかお伺いを致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、7番議員から御指摘のとおり、「知内町水道ビジョン」をお示しをさせていただき、「現水道料金を据え置き、法定耐用年数の1.5倍」で更新工事を行った場合、資金繰りが悪化して、2026年で資金残高がマイナスに転じる試算結果となっております。

更新工事に係る費用の財源対策と致しましては、国の簡易水道等施設整備費国庫補助事業という補助メニューがあります。しかし、当町の上水道の給水原価が国の基準よりも安価なことから、その補助金の採択条件、大変、今、厳しい状況にありまして、今の現状であれば、適合しないという今、判断をさせていただいているところであります。そのため、今後、知内上水道区域における設備更新にあつては、財政負担の軽減などの見地から十分な検討をしなければならないものと今時点では考えているところでありますので、ご理解いただければと思います。

一方、湯ノ里・小谷石簡易水道事業区域における設備更新にあつては、過疎債が充当が可能であります。それらの財源活用を基本に検討しているところでありますので、この点についてもご理解いただければというふうに思います。

なお、いずれの設備更新に当たっても多額の費用が必要となることから、水道料金の見直しなども住民の方々に負担の在り方について、今後、検討を進めていかなければならな

いのかなというふうに思っています。

水道料金の見直しに当たっては、町民の皆様に水道事業の経営の状況をご説明をさせていただき、ご理解を得ていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

只今、町長から縷々説明がありました。私も今回示されたこの水道ビジョン、詳しく読んでみますと、とてもよくわかる、これからどうしたらいいのかということがとてもよくわかる、そういう水道ビジョンになっているというふうに思っています。ただ、問題は、さっき町長が話されたように、この26年まででは、何とかやっていくけれども、そのあとは資金残高がマイナスになると、そういう見通しでもありますので、やはりこれから議会も含めて何とかしなければならぬということ、もちろんそうではありますが、私としては湯ノ里と小谷石は簡易水道ですから、いろいろな補助金も受けられるだろうなというふうに思っていました。そして、残念ながら知内の人口も5千人を切ってしまいましたので、知内の上水道も簡易水道に直して、そして、私は補助金が受けられるのではないかというふうな思いで実はいたんです。ところが、さっきご答弁の中で、いろいろやってみたけれども、知内の水道料金の関係で、簡易水道のその補助金が受けられないというような、調べたら、ということだったんですけれども、知内の上水道を簡易水道にきちんと直してしまったときに、それが町でいろいろと計算されたそのものが本当に当てはまらないのかどうかということが1つありますし、国では財政力指数0.3以下だと例えば補助金が受けられるという1つの基準になっているというふうにも私は思っていましたので、何かそこら辺でもう少し工夫ができないものかなという思いでおります。というのは、間違いなくこのビジョンに書いているように、多額な費用が掛かるんですよ。しかし、水は本当に命の水といいますか、町政運営の中でもこれは切っても切れないというか、町独自でもしっかりと町民の水行政を支えていってもらわなければならないことですので、そこら辺をもう一度、本当にいろいろなすべての検討をして駄目だというふうに思っているのかどうか、もう一度、お伺いたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

決して駄目だという判断はしておりません。それで、簡易水道事業化の要件として、給水人口5千人以下の場合については、まず、浄水方法の変更が必要です、それから、水源種別の変更が必要です、それから、取水地点の変更が必要です、この3点の1つでも何とかクリアできれば、簡易水道事業化になれるということなんですね。でも、その今、国が示している3点については、今のうちのコロナイの上水を考えた場合に、なかなか厳しい条件なのかなというふうに今の時点ではそんな捉え方をしております。ですから、まず、浄水方法の変更というのは、高度処理が必要ですということなんですね。うちは今、ろ過方式やっていますけれども、それを要するに高度処理をする場合にどのくらいの設備投資が必要なのかどうかですね、この辺も今、考えなければならぬもの、それから、水源種別の変更というのは、現在、河川表面水使っているんですね、表面水を。ところが、これ国は中層部と底部、その水を取水しなさいという1つの条件。これどうしてこんな条件になっているのか、ちょっとわかりませんが、そんな今、国の条件であります。

それから、取水地点の変更です。取水地点の変更、そしたら、コロナイから別なところから取水できるかといったら、それも不可能であります。ですから、今、考えているのは、水量等からいって表面水を使いざるを得ない。そうすると、浄水方法の変更で、高度処理がどのくらいの費用が掛かるのか、これを今、試算をさせていますので、その試算がまとまって、今、やるとした場合に、こんな形が負担になりますよということをですね、是非、議員の皆様方に機会見つけてですね、説明をさせていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、更新というのは今、言われるように、命の水を守るための更新工事というのは必要であります。それを財政負担を如何に軽減して、更新工事ができるか、これはいろいろと今、当然、住民負担、水道料を少し上げさせていただかなければ、なかなかこれ全区間を更新ができないというふうに思っていますので、どういう形で年次計画を組ませていただいて、一番住民の方が安心して水が使える環境を整えるか、そのためには、少し要するに水道料を上げさせていただかなければなかなか無理なんですよということもですね、丁寧に町民の皆様方に説明をさせていただかなければならないのかなというふうに思っていますので、これは上げるときにすぐという話ではなくて、少し期間を置いて、きちんと説明をする時間を設けながら、ご理解いただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうなんです。今まで本当に知内の水は美味しくて、そして、近隣の町村から比べても値段が安いと、これは間違いない事実で、これは本当に知内として誇れる1つの行政かなというふうに私も思っていました。ところが、これは全国各地どこでも水道の問題ではやらなければならない補修はあるんですが、私としては値上げがすぐ、いいですよというふうには申し上げられませんが、しかし、ずっと末永くこの知内の水を安全、安心な水を町民に供給していくためには、やはり一定のそういった考えも、もしかしたらあるのかなというような思いでもあります。というのは、今、残念ながら、今国会で水道の改正法が通りました。残念ながら、もっと民間に広めてもいいというような、改正法、隅から隅まで読んでないからはっきりしたことはわかりませんが、大ざっぱに言うと、もっと民間にその枠を広げてもいいというような中身だというふうに私は捉えています。そうすると、本当に民間というのはやはり儲けなければならない、そういうものですから、そこはやっぱり町民の生活を担うという、この町行政とは相入れないというところもたくさんございますので、そこら辺はやはりしっかりと町長に抑えていてもらいたいというふうに思っています。「水は福祉」という言葉もありますので、そこはそういうことでお願いしたいというふうに思っています。今、これから簡易水道にするためということでは、クリアしなければならないことがたくさんあるというようなことで、今、調べさせているというふうなご答弁でもありました。本当に町民のために頑張っていただきたいというふうに思うのですが、この水道ビジョンを見ますとやっぱり耐震化の問題も大きな問題で、この数字の現れているのは、残念ながらまだまだ低い状態なので、これを何とかしなければいけないというのも大きな問題だというふうに思っています。今、昨今は、日本中どこで災害が起きるかわからないということでは、本当に今、知内では水の元は3つ、知内浄水場、湯ノ里と小谷石と、この3つをやっぱりしっかりと守って、災害があってもやはり小さいからこそ手当も早くできると、大きくざっくりとしてしまったら、手当も大変難しい

ということもありますので、その水源の3つをしっかりと守りながら、やはり町民のために頑張っていたきたいというふうに思うのですが、今、2026年度で水道の財源が枯渇するということでは、私はこれからは水道行政だけでなく一般の財源も少しは繰り入れながら、頑張っていたきたいというふうに思っているのですが、そこら辺の考えは、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘をいただきましたように、今国会で水道法が改正になりまして、民間委託が可能になったということであります。これは各自治体でのそれぞれ環境が違うんだというふうに思っています、もう民間に委託しなければ、もうなりかないという自治体と、いや、それは違うだろうと、町民の要するに安心して生活できる飲み水というのは、一番行政が重点を置かなければならないという考え方もあろうかと、私は後段であります。これを要するに民間に委託をして、民間にすべてを丸投げするという考え方はありません。せっかくコロナイという水源があって、美味しい水だということで、そして、安価で今、町民の皆様方に利用をいただいていますので、これは町の責任としてきちんと対応をさせていただきたいというふうに思っていますので、まず、その点ご理解いただければというふうに思います。

それと、今ですね、ちょっと担当の方から資料をもらっているんですけども、上水というのがこれ給水原価と供給単価とありましてね、要するに給水単価というのは、上水の部分というのは、すごく安いんですね。これはうちは今、106.3円ですけども、全国の平均というのは、原価というのは316点いくら、もうとんでもない差があるんです。これは基本的に今、ろ過施設でやっていますから、それから人件費も安いということでこの単価になっているんですけども、供給単価、町の供給単価というと、124.39となっていて、これは全国水道の平均の169.77から2分の1以下でありますので、これオーケーなんですね。エヌジーとオーケーというのがあるんですね、だから、そこにうまく要するに近づけていける手法がないのか、その辺はですね、是非、検討していきたいというふうに思っています。ただですね、これはなかなか今、御指摘いただきましたけれども、一般会計から特会に要するに町で負担をするというのは、基本的には特別会計というのは要するにそこで会計を賄わなければならないという大原則がありますものですから、その辺は先ほども申しあげました町民の皆様方にご理解をしていただく場面がきっと出てくるだろうというふうに思っていますので、そのことについても、ご理解いただければと。いずれにしましても、これはなくするわけにはいきませんから、町の責任として町民の皆様方に如何に理解をしていただいて、継続して安心して要するにいい水を使えるという環境は継続して取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

今の町長の話を聞いて、安心を致しました。やはり本当に自分の町の水はきちんと行政で町民に安価で安全な、これは基本原則ですので、これまで本当にそういうふうに頑張ってきたということは私も評価したいというふうに思っています。ですから、これからはやはりそういうことでは、是非、続けてやっていただきたいというのと、実は改めて私、

この水道ビジョン、6月議会に示されたのを見て、これは本当に大変お金の掛かる大事な問題だというふうに再認識を致しました。水道、蛇口をひねると美味しい水が出てきてということくらいしか余り実は考えていなかったのですが、このビジョンを見て、本当にこれは大変だというふうな思いであります。ですから、さっきちょっと一般財源の話もしましたけれども、これから町がいろいろなことをやろうとするときの例えば大型の公共事業といえますか、そういう大型の施設というものを作るときは、こういった面に照らしても、なかなかこれからは私は難しいのではないかと、今、計画に登っている様々な事業とそういうものは町民のためになる、すべては駄目だというふうには言いませんけれども、不用とも言いませんけれども、不急のものはやはり今一度立ち止まって考えていくべきなのだろうなというふうに実はこの水道ビジョンを見ながら、これからの財源の有様も考えながら、実は改めてそういうふうに思った次第です。ですから、これから町長にお願いをしておきたいというふうに思うのは、そういった今の本当に急がなければならない、町民が安全、安心のために必要なものにはきちんと手を付けていただきたい。けれども、今、急がなくてもいいような、もし、そういうふうな事業があるとすれば、それはもっと後継に追いやっていただきたいなというふうに思っています。今、町長がこれからやろうとしている、これからはちょっと外れてしまっ、駄目ですね、わかりました。駄目だと議長が言いましたので、この辺でやめておきますが、さっきの町長の決意通り、是非、知内町の町の水は安心、安全、町民に提供するというをよろしく願いをして、質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成30年知内町議会第4回定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程しておりますのは、議案11件と同意1件であります。

議案第1号は、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告により知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正するためのものであります。

議案第2号の平成30年度知内町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出に4,590万9千円を追加して、補正後の予算額を45億3,462万円とするものであります。歳出の主な内容は、森越川災害復旧工事費の追加、ふるさと納税謝礼特産品購入費の追加。同じくふるさと納税寄附金分の教育振興基金積立金の追加。北海道知事・北海道議会議員選挙費の追加などであります。

議案第3号の平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出に27万円の追加補正であります。主な内容は、国保システム改修委託料の追加及び国庫補助精算返還金の追加と予備費の減額の差引きによるものであります。

議案第4号の平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出に599万6千円の追加補正であります。国庫支出金等過年度分返還金の追加が主なものであります。

議案第5号の平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出に81万円の追加補正であります。内容は下水道施設の修繕費等に不足が見込まれることから追加するものであります。

議案第6号の平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出に20万円の追加補正であります。内容は汚泥運搬手数料に不足が見込まれることから追加するものであります。

議案第7号の平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)については、業務の予定量の主要な建設改良事業の排水設備改良費に380万円の補正であります。資本的収入の補償金及び支出の建設改良費にそれぞれ追加するものであります。

議案第8号の定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、渡島檜山18市町が函館市を中心に連携協力して、人口定住を推進するため、南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定し、これまでドクターヘリの運航などを進めてまいりましたが、平成31年度から5か年の第2次計画の策定にあたり、所要の変更をするものであります。

議案第9号の知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例制定については、半島振興法の一部改正に伴い、産業振興計画の策定によって固定資産税の不均一課税の措置を受けられることとするため、条例を制定するものであります。

議案第10号と第11号は、かき小屋知内番屋、知内町農村活性化センターのいずれも公の施設にかかる指定管理者の指定についてであります。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてあります。

内容につきましては、各担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正致します。

説明資料でご説明を致します。総務企画課見出し1、1ページをご覧くださいと思います。この度の改正は、基本的には人事院勧告に基づく改正でございます。8月10日の人事院勧告を受けまして、給与関係法が可決成立し、11月30日に施行されてございます。内容は0.16%の給料表の引き上げと手当、現行は4.4か月分ですけれども、それを0.05か月引き上げまして、4.45か月とするものでございます。

なお、この引き上げは、勤勉手当に配分するものでございます。

なお、30年度につきましては、既に6月に手当を支給済みでございますので、12月の勤勉手当を0.05か月増額し、31年度からは6月と12月の勤勉手当で、0.025か月ずつ配分して増加するものでございます。

なお、給料表、平均0.16%引き上げの影響額につきましては、職員の平均給料額、高校の先生も合わせまして、月額29万円程度となっております。職員数92名ですので、全体で年間50万円程度の影響額となっております。

また、手当の引き上げ0.05か月の影響額につきましては、同じく平均給料月額29万円程度、それに0.05か月の92人分で、全体で150万円程度の影響額となっております。

また、新旧対照表2ページご覧いただきたいのですが、14条のところでございます。これまで時間外勤務手当の単価につきましては、給料月額を基準に1時間当たりの賃金単価を算出して適用してまいりましたが、この度、労働基準法に照らして、11月から3月の冬期間に支給されている寒冷地手当も時間外勤務手当の単価の算出の場合に算入すべきだということで、総務省から是正の通知をいただいております。このために今回、時間外勤務手当の単価の算定基礎額に寒冷地手当という文言を追加するものでございます。以下の対照表は、人事院勧告に基づく改正となっております。

給料表につきましては、3ページのところで、トータルでは0.16%ですけれども、例えば1級1号のところ14万2,600円を14万4,100円ということで、給料の若い職員の給料の部分、月1,500円程度の引き上げ、8ページをご覧いただくと、高齢職員の給料の高い部分は、月額400円程度の引き上げとなっております。それで、平均で0.16%という改正でございます。

条例に戻っていただきまして、附則です。条例5ページでございます。附則、施行期日、第1条、この条例は、交付の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2と致しまして、第1条の規定による改正後の知内町職員の給料に関する条例、以下、改正後の給料条例と言いますけれども、その規定は、平成30年4月1日から遡及して適用したいということでございます。ただし、14条の規定、これは、先ほどの時間外勤務手当の単価の部分でございます。それは、平成31年1月1日から適用するというところでございます。

給与の内払です。第2条と致しまして、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払と見なすものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案の通り可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10時40分と致します。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時40分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第2号 平成30年度知内町一般会計補正予算(第7号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第10、議案第2号、『平成30年度知内町一般会計補正予算(第7号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第2号、平成30年度知内町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

平成30年度知内町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,590万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億346万2千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

第3条は、地方債の補正です。地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出16ページからご説明を致します。2款総務費、1項総務管理費、12目自治振興費に1,070万円を追加し、1億3,858万2千円とするものでございます。報償費に5万円の追加は、11月29日に顕彰審議会を開催してございます。その結果、赤色功労1名、青色功労7名、更に職員の20年勤続表彰ということで、2名が表彰対象となっております。その記念品と致しまして、5万円を追加するものでございます。更に11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、需用費では900万円、これはふるさと納税謝礼の特産品の購入費でございます。更に13節委託料で、ふるさと納税の事業の委託料150万円の追加、更に14節使用料で、ふるさと納税納付代理システムの利用料等として15万円を追加するものでございます。ふるさと納税につきましては、当初予算で3千万円を計上してございますけれども、昨年度のふるさと納税の決算額、4,070万円超を目標に今回寄附金を1,500万円を追加を致しまして、特産品の購入費委託料使用料を追加するものでございます。

次に17ページ、2款1項14目マイクロバス運営費に39万5千円を追加し、300万7千円とするものでございます。11節需用費で、法定点検修理費として39万5千円

を追加するものでございますけれども、現在運行してございます福祉バス、平成14年に購入してございまして、16年経過をしてございます。更に走行距離は32万kmということで、地球8週分に相当する走行をしてございまして、相当傷みが進んでおります。今回、ヒーターが故障しているということで、応急の修理対応をしてございますけれども、その支出によって不足が見込まれる分を今回、追加をお願いするものでございます。

次に18ページ、2款1項15目諸費に50万円を追加し、213万2千円とするものでございます。28節償還金利子及び割引料で、還付金と致しまして50万円の追加ですが、法人住民税の過年度の更正がございまして、還付の必要が生じてございます。よって、この予算の不足分が見込まれる50万円を追加するものでございます。

19ページ、2款3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費に184万7千円を追加し、1,352万6千円とするものでございます。13節委託料で通知カード、個人番号カード関連事務委託料として、同額を追加するものでございますけれども、マイナンバーカードへの旧姓の併記にかかるシステムの改修費ということで、これは全額国庫補助金で対応することになってございます。

次に20ページ、2款4項選挙費、4目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費に新たに348万9千円を追加するものでございます。ご承知の通り、来年4月に知事、道議の選挙が予定されておりました、3月から選挙事務が発生するために、1節報酬から14節使用料まで、必要な金額を今回、追加をするものでございます。

次に29ページ、消防費です。9款1項1目消防費に158万9千円を追加し、2億1,044万9千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合の負担金と致しまして、人事院勧告に基づく消防署員23名分の給与及び勤勉手当の不足分の追加でございます。

次に33ページです。13款1項1目職員等給与費に178万円を追加し、8億562万8千円とするものでございます。3節職員手当等と致しまして、勤勉手当、これは先ほど議案第1号で議決をいただきました0.05か月の追加分の差額と致しまして発生する150万円の追加でございます。更に児童手当につきましては、職員の子どもの出生に伴う児童手当の追加分28万円、合わせて178万円の追加でございます。総務企画課関係は以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

それでは、生活福祉課関係でございます。22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費に268万円を追加し、1億1,487万3千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に福祉灯油購入費助成事業補助金で、1世帯当たり1万円の補助金で、対象世帯数260世帯分と事務費8万円の合計268万円を追加するものでございます。

次に23ページ、5目介護保険費に8万4千円を追加し、9,464万1千円とするものです。内容は、28節繰出金に人事院勧告による給与表の改正に伴い、介護保険で支出されています職員の給与及び職員手当に不足が生じることから、介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

次に24ページ、2項児童福祉費、2目児童措置費に170万4千円を追加し、1億2,637万9千円とするものです。内容は、13節委託料に入所時間帯の変更に伴う減及び広域入所保育所への入所児童数の増に伴う委託料の増により、差引合計170万4千円を

追加するものでございます。

次に25ページ、4款衛生費、2項1目清掃費に9万円を追加し、1億4,138万円とするものです。内容は、19節負担金補助及び交付金に人事院勧告における給与表の改正に伴い、渡島西部広域事務組合の職員給与等の増に伴い、負担金を追加するものでございます。以上で、生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、7目知内ダム管理費に45万円を追加し、2,225万3千円とするものです。これは、11節需用費で、ダムの非常用自家発電機に不具合が生じたことから、部品を交換するため、修理費として追加補正するものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

27ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に101万円を追加して、1億2,989万1千円とするものであります。これは、28節繰出金に公共下水道事業特別会計繰出金として81万円を追加。農業集落排水施設整備事業特別会計繰出金として、20万円を追加するものであります。

続きまして、28ページをご覧ください。3項河川海岸費、1目河川総務費に180万円を追加して、890万1千円とするものであります。これは13節委託料に平成30年災重内川災害復旧工事を実施する上で、不足が見込まれる河川敷地を調査するものであります。

続きまして、32ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に1,320万円を追加して、1,814万9千円とするものです。これは、15節工事請負費に平成30年7月4日から5日にかけての豪雨により、森越川の河岸で被害を受けた箇所への復旧工事費として、1,320万円を追加するものであります。箇所及び復旧工法につきましては、説明資料ナンバー4、建設水道課資料1ページをご覧ください。以上で、建設水道課関係を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎ 学校教育課長（埴山亮一）

30ページをお開きください。教育委員会関係の予算を説明させていただきます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に435万円を追加し、5,765万7千円とするものです。内容につきましては、25節積立金に教育振興基金の積立金ということで、ふるさと納税寄附金からの積立金として435万円を追加するものであります。

次のページ、31ページであります。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に24万1千円を追加し、5,051万1千円とするものです。内容につきましては、12節役務費に建築確認申請手数料ということで24万1千円を追加し、40万9千円とするものであります。これは、幼稚園の実施設計、現在、進めておりますが、建築基準法に基づく確認申請、適合判定のための手数料が発生するというので、必要な予算を補正させていただくもの

であります。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりました。

続いて、歳入、債務負担行為、地方債の補正について説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

補正予算6ページ目をお開きください。9款1項1目地方交付税に843万4千円を追加し、19億2,869万3千円とするものでございます。先ほどご説明の歳出の対応する財源として、今回、追加をするものでございます。

7ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に105万6千円を追加し、1億2,197万6千円とするものでございます。子どものための教育、保育給付費国庫負担金として同額を追加するものでございます。

8ページ、13款1項2目災害復旧費国庫負担金に1,056万円を追加するものでございます。先ほどご説明を致しました、公共土木施設災害復旧費の国庫負担金として同額を追加するものでございます。

9ページです。13款2項4目総務費国庫補助金に184万6千円を追加し、484万6千円とするものでございます。社会保障番号制度の国庫補助金と致しまして、同額を追加するものでございます。

10ページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に52万8千円を追加し、8,871万6千円とするものでございます。子どものための教育、保育給付費道負担金として52万8千円を追加致します。

11ページ、14款2項2目民生費道補助金に50万円を追加し、1,167万円とするものでございます。地域づくり総合交付金の福祉灯油の購入費助成事業と致しまして、今回、内示をいただきました。50万円を追加致します。

12ページ、14款3項委託金、1目総務費委託金に348万9千円を追加し、1,252万3千円とするものでございます。北海道知事及び北海道議会議員選挙費の委託金として同額を追加するものでございます。

13ページ、16款1項1目寄附金に1,500万円を追加し、4,500万円とするものでございます。ふるさと納税の寄附金でございます。

14ページ、20款町債、1項1目臨時財政対策債に189万6千円を追加し、1億1,089万6千円とするものでございます。地方交付税の算定に伴いまして、確定した分、今回、追加を致します。

15ページ、20款1項2目土木債に260万円を追加し、1億840万円とするものでございます。災害復旧事業債として260万円を追加致します。

3ページお開きください。第2表、債務負担行為の補正でございます。事務用パソコンの更新事業と致しまして、期間は本年から来年まで、限度額は1,413万円でございます。内容は、説明資料でご説明を致します。見出し1の10ページ目です。パソコン購入費委託業務の債務負担行為につきましては、現在、使用しておりますパソコンの基本ソフトWindows7となっておりますけれども、2020年1月14日で供給しているマイクロソフト社のサポートが終了することになってございます。これは、全世界的に同時に終了致します。使用を継続した場合にセキュリティが確保されず、重要情報が改変されたり、盗み出される危険性があるために、今回、Windows10を登載したパソコ

ンに入れ替えたいということで計画を進めておりますが、こちらに記載のとおり、全世界、全国で一斉にWindows 7から10への更新需要が発生することが見込まれておりまして、この結果、品薄による機器の価格高騰ですとか、必要な台数の確保ができないということも現段階から既に危惧をされておりますので、今回、債務負担行為としてお認めをいただいて、契約を先行して進め、それによって安定的にパソコンを確保して、31年度予算で議決をいただいて、それを一斉に購入委託をするという契約業務を進めさせていただきたいという内容の債務負担行為補正でございます。

次に4ページ目、第3表、地方債補正です。追加と致しまして、災害復旧事業債、これは新たに先ほど説明のとおり、260万円を新たに限度額として追加をお願いしたいということでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前と変わるものではないでございます。

更に5ページ目の起債の変更でございます。臨時財政対策債を限度額1億900万円から1億1,089万6千円とするものでございます。同じく起債の方法、利率、償還の方法は、変更はございません。説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、最初に2款総務費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

16ページのふるさと納税の今回900万円の謝礼分予算取ったんですけども、この辺について、9月の決算審査のときもやっぱり12月が一番納税の方々が多いものですから、その辺について、今回、いろいろな形でこのふるさと納税の問題が出てきている部分があるものから、やっぱり昨日の新聞でしたか、詐欺行為とかもあるものから、そういう形です、そういう一生懸命うちの町を応援してくれる方々に対してです、そういう形にあわないような形の注意喚起とか、そういうことをちょっとまず、やっていただきたいと思うんですけども、それについて考え方をお知らせしたいと思ひます。

それから、このふるさと納税の部分です、やはり返礼品の部分で、うちの町は3割以下になっているというんですけども、その辺について、いろいろな選ぶ特産品があると思うんですけども、その辺について、どのような形で持っていくのか、お知らせしたいと思ひます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

只今のふるさと納税のサイトにつきまして、昨日の北海道新聞の夕刊でも道内でもそのような詐欺のサイトが発生しているという報道を受けてございます。これらの情報を受けまして、既に昨日から町のふるさと納税のサイトにそのような詐欺行為のサイトが既に全国的に発生しているの、十分ご注意くださいという内容の注意喚起文をサイトの方で既に掲載をさせていただきます。更に返礼品の3割につきましては、町内のいろいろな特産品、漁業協同組合ですとか、三洋食品さん、東沢水産さん、秋元水産、農業系の米だとか、ニラだとか、いろいろな特産品、返礼品として提供してございますけれども、返戻の割合は3割を完全に厳守をさせていただきます。今後もまだまだ町内にいろいろなすばらしい特産品も残されていると思ひますので、先ほどの謝礼の代金の中にもですね、それらの新しい産

品を開発する部分の委託料として6%寄附の中からお支払をして、その民間業者に直接町内のいろいろな業者さんに当たっていただきながら、新しい返礼品を開発するというようなことも引き続き続いているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。2款総務費。

ないようですので、次に3款民生費。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

22ページの福祉灯油の部分で、前にも田中課長の方に100%消化しているのかということをお伺いした経緯があるんですけども、その中でもちょっと対象の方が高齢の方で、なかなか自分のそういうカードをもらっても、理解できないでしまったまま無くなったとか、それからちょっと今までもらっていたんですけども、今回、来なかったんだよなというようなこともあるものですから、その辺について、完全にできれば、260世帯ですか、100%消化してもらいたいと思うんですけども、その辺について、何か考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。福祉灯油の購入費の助成事業につきましては、現段階、各町内会長さん、それから、民生委員さんにあたっていただいて、それから、うちの方の税情報をいただいてですね、対象世帯を全部洗い出ししてございます。なおかつ、今、先ほど重複になりますけれども、民生委員さんにですね、個々に個別あたっていただきまして、この事業の中身を説明していただいて、是非、使っていただけるような形でご説明しております。なお、これにですね、該当しなかった世帯もあろうかと思えます。その都度ですね、うちの方であくまでも税の課税状況世帯ですとか、そういった状況を把握してやってございますので、実際には息子さんですとか、そういうところと実際に同居していないという世帯もあろうかと思えますので、もし、そういった世帯がございましたら、こちらの方に問い合わせいただければ、現状確認して、交付対象になるものについては、追加で対象にさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

まず、24ページのところでちょっとお尋ねしますが、先ほどの説明の中では、広域入所保育園の委託料、これもうちょっと詳しくお知らせをいただきたいということと、それから、知内保育園そのものの委託料が減ったんだけど、これと広域入所との絡みというのはどういうふうになるのか、それをまず、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。広域入所保育園の委託料につきましては、従来、当町の方では、町内の方では知内保育園を対象として保育園の委託料という形で今まで予算計上してございましたけれども、保護者の関係上、勤務先の関係上ですね、どうしても知内保育園ではなく

て、町外の保育園、例えば今回ですと、広域入所でいきますと、北斗市にあります東光保育園というところなんですけれども、そちらにお母さんの方が北斗市の保育園のある近郊のところに勤めていらっしゃるしまして、そのときに保育園に預かるときには、そういった保護者の近場の保育園に預かるといった場合については、広域入所の保育園の委託という形で名称を変えまして、知内に住んでいらっしゃるお子さんと同じような扱いで保育所入所ができるという制度でございます。今回、こちらの方では、当初、うちの方では、知内保育園さんと木古内保育園の永盛保育園さん、従来、予算で見えていたんですけども、只今説明しました広域入所ということで、北斗市にある東光学園さんの近くにお勤めになられている保護者の方から、是非、そちらの方に入所させていただきたいということでご依頼を受けましたので、北斗市さんの方と協議を致しまして、条件は知内保育園に入っている方と同じ条件で保育料も徴収致しまして、入所させるといった制度でございます。この分につきまして、当初予算が見てございませんでしたので、追加として212万円を追加させていただくものでございます。なお、知内保育園の方でも当初の入所人数を当然増えますと、うちの方でも同じような形で保育園の委託料という形で追加になるのでございますけれども、たまたま知内保育園の入所の委託につきましては、当初人数と現在的人数がさほど変わっていないということで、これにつきましては、追加増減はございません。たまたま知内保育園の方の委託の方で、施設の入所時間ということで標準時間とそれから、短期時間という形で2種類の区分で預かる時間帯が違う区分がございます。これによって、たまたま知内保育園の部分の区分が変わったことで、41万6千円の減となつてございまして、基本的に保育園に預かる委託料の金額については、変更ございませんので、よろしく願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

知内保育園の方は大体説明わかるんですけども、この広域入所の北斗、何名でこの数字になってくるのか。

それと、もう1つですね、やはり実態というのは、こういうときでないと我々把握できないんですよ。9月の決算まで数字全くわからないわけだよ。だから、この説明のときにせつかく説明資料があるんだから、そのときにやっぱり説明資料できちんと数字がどうしてこういうふうになるのかという説明資料くらい付けてほしいなと思うんですが、それに対して答弁。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

今回の広域入所につきましては、東光保育園ということで、2名の園児の方が入所されてございます。この方につきましては、年度当初、入所という形の希望はなかったんですけども、保護者の方が育児休暇とかという形でそれを復活しまして、職場に戻るということで、4月以降にうちの方に入所を申込みしてきたものでございます。4番議員さんがおっしゃったとおりですね、今後ですね、こういった入所の関係につきましては、説明資料についてですね、何名の入所がいつからあったという形で説明資料を添付していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに3款民生費ございませんか。

ないようですので、次に4款衛生費。

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。

ないようでありますので、次に8款土木費。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

32ページの部分で、先ほど課長、説明資料の部分で、今回、森越川の。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待って。今、8款の土木費です。それは災害復旧費なので、あとでお願いします。

8款土木費ございませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと確認のためにお尋ねしますが、28ページ、今回、重内川の災害復旧に伴う河川敷地の確定測量をするということなんだけれども、全体的にどうなのでしょう。重内川、やっぱり何か災害とかそういうのあったら、すべてこういうような形で確定測量しなければ、河川敷地というのは確定していないの。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。町が管理する河川につきまして、河川改修しているところ、もしくは今まで測量した時点であります河川敷地については、確定している部分もありますが、今回、重内川につきましては、普通河川の下流部については、測量しておりまして、その部分は確定しているのですが、今回、災害復旧部分につきましては、測量しておりませんので、法務局の図面に基づきまして、一応、調査しておりますが、現地で河川が流れているところと河川敷地の図面がずれているということが、一部分で今もわかっておりますので、ここにつきましてはですね、災害復旧の査定時にですね、その辺の条件が付きまして、工事する前に用地を確定して工事するという形で条件付いておりますので、今回行っております。また、他の災害の箇所におきまして、地権者、もしくは現状等を見ながらですね、一応、用地については、大丈夫だろうかという形の中で行っているのですが、場所によっては未確定の部分がありますので、こういう部分もあるのかなということは考えておりますけれども、測量してみないとはっきりしたことはわかりませんので、今現在となつては、とりあえず、今回の分だけ事業に際しまして測量したいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。8款土木費です。

ないようでありますので、次に9款消防費。消防費ありませんか。

ないようでありますので、次に10款教育費。

（「なし」の声あり）

なしという声がありましたので、次に11款災害復旧費。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

説明資料を見ますと、森越川の部分は右岸、左岸という形になりますと、それを見ますと、やっぱり川の流れの水がぶつかってしまっている場所なのかなという想像ですけども、うちの町としてはですね、こういう小さい川でもそういう災害になるような可能性の

ある河川は、課長、どのくらいの部分あるのか、把握しているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

町の方と致しましては、これまで河川改修及び災害復旧工事で被災に遭った箇所を中心にしまして復旧を行っております。今、おっしゃられましたとおり、河川の水衝部が基本的にやられていくわけでありませけれども、一応、パトロールにつきまして、その部分については確認しているのですが、箇所数までについては、町の方では把握しておりません。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

ないようであります。次に13款職員給与費。

（「なし」の声あり）

なしという声がありますので、ほかに歳出で質疑漏れございませんか。

歳出の質疑がないようでありますので、歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入一括質疑を行います。

歳入について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、次に債務負担行為の補正について質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

今回、課長、パソコンを90台という形になるんですけれども、このパソコンということは、全部ノートパソコンなのか、それとも、デスクトップとかそういうものを全部混ぜて90台という形になるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

基本的には今回更新を予定しているパソコンは、基本的には持ち出しが容易にできないように、普通のデスクトップのパソコンを想定してございます。ただ、一部、どうしても持ち運んだ業務の中にはありますので、90台のうち何台かはノートパソコンも想定しているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そしたら、うちの町、役場としてですね、教育委員会も全部含めて、今、90台なんですけれども、総体的に全体的なパソコンの台数といたたらいくらの台数になるのか、わかったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今回、想定してございますのは、90台というのが基幹業務じゃなくて、普通の情報系といいますか、総務企画課もそうなんですけれども、産業振興課ですとか、いろいろな業

務で使っているパソコンが90台、更にほかにですね、基幹業務と致しまして、住民記録とか、H I Dというところの業務でつながっている閉じた世界のパソコンがございます。こちらの方はすみません、ちょっと手元に台数は把握してございませんけれども、こちらの方も20台前後、確かあるはずでございます。更に教育用のパソコンとして、小学校3校、中学校、高校でも相当数のパソコンの台数を保有しているはずなんですけれども、すみません、教育委員会所管のパソコン台数については、学校教育の方に答弁をお譲りしたいんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

すみません、今、ここに詳細の資料ちょっと持ってきていないんですけれども、各学校、教員用のパソコン、それから、生徒用のパソコン、合わせて概数ですが、250・60台くらいになるかなと思っておりますが、今回のここでいうWindows 7対応の部分については、中学校だとか、教員用だとか、生徒用、相当数済んでいるものもありますので、今後、必要のあるものも何台かまだ残っているところでもあります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そうすると、危険という言い方あれですけれども、情報を抜き取られるというような7というんですか、そういう形のものも当然含まれている形になるんですけれども、きちんとした台数とかそういうものは把握していないということなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

今、学校関係につきましては、新年度予算の中で対応していただきたい部分もございまして、確認を進めているところなんです、教員用につきましては、一応20台前後ということで抑えています。それ以外の学校の先生達の分については、もう既に対応済みということで抑えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今、20台と言いましたよね、ただ、今、この文言を言いますと、ばくりたくても極端な言い方で、台数が需要と供給が全然追いつかないという部分になると思うんですけれども、その辺について、スムーズな形で購入できるような形になるのかなと思うんですけれども、どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

役場関係については、今、90台前後ということを目処しているということなのですが、うちの方、台数も少ないということで、一応、早期に今、確保しなければ、新年度対応できないというふうには抑えておりませんので、業者さんの方もこの程度の台数であれば、新年度の中で対応できるかなというふうな見通しを持っておりますので、教育委員会関係につきましては、新年度の方でというふうに見直しを検討しているところでもあります。

◎ 議 長（伊藤政博）

4 番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今、質疑をちょっと聞いていてね、これ町の財産ですよ。財産台帳に載っているんでないの。それで台数が把握できていないというのは、どういうことなの。ちょっと話を聞いていて、総務も教育委員会も何考えているのかなと思ったんだけど、ちょっとその辺。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

決算資料で当然、財産台帳としてお付けしているんですけども、パソコンにつきましては、購入の一式という表記になっている部分もありますので、少しお時間をいただいて、台数、もう一度、確認させていただきたいと思っておりますけれども、今のですね、基幹業務の90台ということは当然ながらも確認をしております、こちらの方は4月のシステム移行に伴って、なるだけ業務に支障が及ばさないように早めに対応したいということでの今回の提案だったんですけども、そのほかの部分というのは、先ほど教育委員会からもお伝えしているとおり、まだ時間的な余裕があるかなとは考えております。台数の確認につきましては、少しお時間をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4 番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

決算のときは、説明、実績報告書の中に、必ず後ろに財産目録って出てきますよね。それ見たら、そういう答弁にはならないんですよ。常にやっぱり総務企画課長だったら、そのくらい頭に入れておかなかつたら、この90台確認していますということにはならないと思うんですよ。その辺、ちょっと気をつけていただきたい。答弁はいらない。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、債務負担行為の質疑を終わります。次に地方債の補正について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第3号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,299万5千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に27万円を追加し、466万4千円とするものでございます。内容は、13節委託料に平成30年度国保制度改正に伴い、国保事業報告システムの改修が必要になることから、その経費として追加するものでございます。なお、改修に掛かる費用の財源につきましては、道からの交付金によるものとなります。

次に5ページ、8款諸支出金、1項1目償還金に67万8千円を追加し、1,082万2千円とするものです。内容は、23節償還金利子及び割引料に平成29年度国民健康保険特定健診保健指導の事業実績による額の確定に伴い、国庫負担金及び道負担金の返還金として合計67万8千円を追加するものでございます。

次に6ページ、9款1項1目予備費から67万8千円を減額し、1,752万8千円とするものでございます。内容は、先ほどご説明致しました国民健康保険事業の実績に伴い、国庫負担金及び道負担金の返還金の財源として振り替えをするものでございます。

次に歳入です。3ページになります。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金に27万円を追加し、4億7,946万7千円とするものでございます。内容は、2節保険給付費等交付金（特別交付金）に、歳入予算でご説明致しました国保事業報告システム改修委託にかかる交付金として追加するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第4号、平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

平成30年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,564万1千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。4款地域支援事業、3項包括的支援事業、任意事業費、1目包括的支援事業費に4万2千円を追加し、943万円とするものです。内容は、2節給料及び3節職員手当等に人事院勧告における給与表の改正に伴い、不足と見込まれる額をそれぞれ追加するものでございます。

次に6ページ、3目生活支援体制整備事業費に4万2千円を追加し、1,271万7千円とするものです。内容は、2節給料及び3節職員手当に人事院勧告における給与表の改正に伴い、不足と見込まれる額をそれぞれ追加するものでございます。

7ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に591万2千円を追加し、1,896万8千円とするものです。内容は、23節償還金利子及び割引料に平成29年度地域支援事業実績に伴う額の確定に伴い、国庫負担金及び道交付金の返還金として追加するものでございます。

次に歳入になります。3ページです。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に8万4千円を追加し、2,675万2千円とするものです。内容は1節事務費繰入金に歳出でご説明致しましたが、人事院勧告における給与費の改定に伴い、職員の給与等の人件費に不足が見込まれることから、一般会計から繰入れをするものでございます。

次に4ページ、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に591万2千円を追加し、591万3千円とするものです。内容は、1節介護保険事業基金繰入金に歳出でご説明致しましたが、平成29年度地域支援事業の実績に伴う額の確定により、国庫及び道交付金の返還金として基金から繰入れをするものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第5号、『平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第5号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成30年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,692万5千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に4万円を追加し、1,760万4千円とするものです。これは、2節給料に1万円、3節職員手当等に3万円を人事院勧告に伴う給与改定により不足するものを追加するものであります。

5ページをお開きください。2目施設管理費に77万円を追加して、6,987万7千円とするものです。これは、11節需用費の小破修繕費に凍害によるマンホール及び舗装修繕費用として不足が見込まれる47万円を追加するものであります。また、小破改良費で新築住宅建設に伴う公共ます新設費として不足が見込まれます1基分30万円を追加するものであります。

次に歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に81万円を追加して、1億84万3千円とするものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算
(第2号) について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、議案第6号、『平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第6号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,666万2千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費に10万円を追加して、1,425万1千円とするものです。これは、12節役務費に江差福祉会FDセンター建設に伴う従業員の増加により、汚泥量が増加したことによる運搬費20万円を追加するものであります。

次に歳入をご説明致しますので、3ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に20万円を追加して、1,800万7千円とするものであります。以上で、説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第15、議案第7号、『平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐藤和人)

議案第7号、平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について。

総則、第1条、平成30年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成30年度知内町事業会計予算(以下、「予算」という)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分(4) 主要な建設改良事業、排水設備改良事業、補正予算380万円、計、1,665万円。

資本的収入及び支出、第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(収入)1款資本的収入、3項補償金、補正予定額380万円、計925万7千円。(支出)1款資本的支出、1項建設改良費、補正予定額380万円、計5,900万6千円です。

支出よりご説明致しますので、3ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目排水設備改良費、2節委託料に380万円を追加し、5,900万6千円とするものであります。これは、鉄道運輸機構の受託事業として国道228号線、湯ノ里配水管布設替設計委託料として追加するものであります。これは、当初、国道228号線に沿って布設してありました配水管が津軽海峡線工事により切り回しが行われ、現在、JR敷地内に布設されておりますが、鉄道運輸機構側より漏水等の不測の事態が生じた場合、JR敷地内での作業をすることが鉄道運輸側と致しましては好ましくないことから、移設を要望されたため、受託事業として実施するものであります。箇所につきましては、説明資料ナンバー4、建設水道課2ページをご覧ください。

続きまして、収入について、ご説明致します。2ページをご覧ください。1款資本的収入、3項補償金、1目移転補償金、1節移転補償金に380万円を追加し、925万7千円とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番(谷口康之)

今、課長の説明で言いますと、新幹線の通路の線路の部分で何かあったときは困るとい

うことでこういう形になると思うんですけども、この辺についてですね、やはりうちの町としてもこういう部分のあれは今回ここだけなのか、それともまだそういう形で、そういうものに接触するような部分が、埋設している部分はあるのか、まず、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

説明致します。今回、切り回しをしまして、鉄道運輸機構、JR側の方にですね、占用という形の中で今、敷地の中に入っているわけですが、これは協議の上でそういう形を取らせておきまして、しかしながら、今、津軽海峡線から新幹線になりまして、今、工事も終わろうとしている段階で、やっぱり先ほど説明しました不具合があった場合、漏水等の不具合等で敷地に入っていくという形の中で、当然ですけども、JR側の方では、今、自分の敷地については、バリケード等、フェンス等を張ってしまいますので、そういうときにフェンス等の撤去とかという形の中でそれはちょっと困るという形になりまして、切り回すわけですが、また、こういう箇所、ほかにあるかというご質問でありますけれども、私どもが今、考えているものについては、ほかにJR関係でこういう形のことはありません。ここ1箇所だけです。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第8号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結を締結したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年知内町条例第26号）でございますが、の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページです。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書。函館市、以下、甲と言

います。知内町、以下、乙と言います。は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結するものでございます。

内容につきましては、説明資料見出し1の11ページでご説明を致します。現在の協定は、計画期間を平成26年度から30年度までの5か年間の共生ビジョンの実現に向けまして、函館市が中心地となり、北斗市と渡島檜山の16町が平成26年3月27日に協定を締結しているものでございます。今回、第2次の南北海道定住自立圏共生ビジョンを策定するにあたりまして、これまでの協定の別表を変更する必要性が生じているものでございます。別表の中につきましては、11ページ、第1でございます。アの広域医療体制等の充実をアの医療と致しまして、これまで「ドクターヘリ導入をはじめとした」という記述でございましたけれども、既にドクターヘリの運航をしておりますので、右の方でございます。「ドクターヘリの運航支援をはじめとして」というふうに文言を修正するものでございます。

更に「医療従事者の確保・要請」というところで項目を追加してございまして、「圏域内における安定的な医療提供体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・養成に取り組む」という項目を追加しているものでございます。

12ページです。現行、ウの「広域観光の推進」のところ、変更案と致しましては、「産業振興」というふうに幅を広く、いい文言に修正を致しまして、その中の「広域観光の推進」につきましては、現在のプロモーション活動の充実と内容的には変わるものではございません。更に「滞在型観光の促進に資する観光メニューの開発」というのを少し幅の広い文言と致しまして、「滞在型観光の促進」という文言に修正。更に「地場産業の育成」という文言を追加し、取組みの内容と致しましては、「圏域内の地場産業の育成を図るため、販路開拓支援をはじめとした各種事業に取り組む」という項目を追加しているものでございます。

別表第2と致しましては、イの「基幹道路ネットワーク整備の促進」という文言を「道路等の交通インフラの整備」ということで、少し幅広い文言に修正しつつ、更にウの「国際化の推進」につきましても、「地域内外の住民との交流・移住促進」という文言に修正をするものでございます。

更に第3の人材育成等のところは、「職員の合同研修等の実施」ということで、これまでも函館市が実施してございます、いろいろな職員研修に知内町職員も参加してございますけれども、ここの職員に限らず、「等」という文言を追加し、幅を広く致しまして、例えばなんですけれども、事務組合職員だとかもこの研修に参加できるように文言を拡充するものでございます。

変更の内容は以上でございますけれども、今回、構成団体18市町の議決の後、12月25日に変更の協定を締結する予定となっております。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第17、議案第9号、『知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

議案第9号、知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について。

知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、説明させていただきます。

詳しくは、説明資料見出しナンバー2の1ページ、2ページに条例制定の趣旨、あるいは、条例の半島振興法の概要等を記載してございますけれども、私の方から条例制定の趣旨について、かいつまんで説明をさせていただきたいと存じます。

半島振興法は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど、国土資源の利用の面における制約から、産業基盤及び生活環境の整備等について、他地域と比較して低位にある半島地域の広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的に、昭和60年に制定されました。この間、国内の23地域が指定され、それぞれの地域の特性に応じて、振興策が講じられ、北海道においても、半島振興計画を策定し、昭和61年に渡島半島地域が半島振興対策実施地域に指定されたところであります。しかしながら、依然として、半島地域は人口減少や高齢化は、全国平均を上回る速さで進展し、産業基盤や生活基盤の整備等の面で、多くの課題があることに加え、経済状況の変化などにより、雇用機会の拡大、安定的な就業機会の確保など、新たな問題・課題も生じてきているところであります。このような状況から、半島振興法の改正により、半島地域の市町村が産業振興にかかる計画を策定し、同計画の認定を受けることにより、国税にかかる租税特別措置や地方税の不均一課税にかかる減収補填措置を受けられることとなりました。このことから、本町においても、小規模事業者を含めた民間事業者による投資促進による内圧的発展の実現が図られるようにするため、本条例を制定するものであります。

なお、条例の内容につきましては、税務会計課長から説明をさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

それでは、引き続き、条例の内容について、ご説明致します。

説明資料見出しナンバー 2 の税務会計課資料 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

知内町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の概要により、説明させていただきます。条例の制定の趣旨につきましては、副町長より説明がありましたとおりですが、半島振興に基づき固定資産税の不均一課税をするものであります。

不均一課税にかかる減収補填措置を受けるための知内町産業促進計画については、国により平成 30 年の 12 月中には認定を受けることになっております。

2 ページをお開きください。固定資産税の不均一課税の対象となる業種になりますが、製造業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業、旅館業が対象となります。

次に対象となる設備等ですが、新設、または、増設した家屋、償却資産、土地となりまして、土地については、取得後 1 年以内に対象となる家屋建設に着手した場合が対象となります。

次に対象となる取得価格ですが、本条例 1 行中の (1) の製造業と (5) の旅館業に資本金より取得価格の金額を設定しておりまして、表に示しているとおりとなっておりますが、資本金 1 千万円以下につきましては、取得金額が 500 万円以上。資本金が 500 万円以下であれば、取得金額は 1 千万円以上。資本金が 5 千万円を越える場合には、取得金額 2 千万円以上から対象ということになります。そのほかの業種であります情報サービス業等及び農林水産物等販売業の業種につきましては、資本金に関係なく取得金額 500 万円以上が対象となります。

続きまして、不均一課税となる税率になりますが、3 か年の税率を記載しておりますが、1 年目が 0.14% で、標準の税率 1.4% の 10 分の 1 になります。2 年目が 0.35% で、標準の 4 分の 1 になります。3 年目については、0.7% で、標準の 2 分の 1 となる 3 か年の適用期間ということになります。

次に施行期日ですが、産業振興促進計画期間の初日となります、平成 31 年 1 月 1 日の同日の施行日と致します。

最後に過疎法に基づく固定資産税の軽減内容を参考までに記載しておりますが、過疎法の場合は、製造業・農林水産物等販売業・旅館業の三業種が対象となり、3 年間課税免除になります。取得金額については、資本金等の区分等はなく、一律 2,700 万円以上ということになりますので、今回の半島振興法による適用は、取得金額が 500 万円以上からということで、小規模事業者でも少額の設備投資から対象となり、税制を活用できる範囲の拡大につながるということでもあります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

審議の途中であります、昼食のため暫時休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第10号 知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、議案第10号、『知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

議案第10号、知内町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1つ目としまして、公の施設の名称ですけれども、知内町農村活性化センター、指定管理者の名称、社会福祉法人 江差福祉会。指定期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

内容につきましては、説明資料見出し3、産業振興課関係の1ページをお開き願います。

指定管理者の概要につきましては、ご説明致します。名称等につきましては、先ほどご説明しました湯ノ里の方で事業所を展開しております、社会福祉法人 江差福祉会。主な業務内容ですけれども、施設の維持管理及び修繕に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、本町の特産品PR等に関する業務、管理運営に関して町長が必要と認める業務を主な業務内容としております。

次に運営方針ですけれども、知内町の食材を活用した商品の提供により、地域特産品の魅力向上を図り、本町産業振興に寄与するとともに障害者が地域で生きがいを持って活躍する機会の創出により農福連携等によるまちづくりの実現を目指した施設を運営する。

また、知内町の米粉・ニラ・カキを中心とする農水産物を活用したパン等を観光客、地元客を問わず満足できる飲食物を販売するというふうになっております。

特色ある運営としまして、江差町で今、展開しているあすなろパンの経験とノウハウを活かしながら、知内町の食材を活用し、ここでしか食べれないパンを開発して提供。町内での販路拡大を検討すると共に、知内高等学校や学校給食への提供も視野において、事業展開を図る。パンの種類については、ニラなどを原料に活用したパンや米粉を活用したアレルギーに対応したパン作りを目指す。

障害者が自らパンを製造・販売し、地域に根ざした店舗を展開できるよう目指す。隣接

している道の駅と連携を図り、道の駅利用者を取り込み、知内町の特産品や観光等の情報発信に努める。

施設整備の利用に関しては、メンテナンスや日常的な手入れを充分に行い、その性能の維持に努める。

管理運営計画ですけれども、営業日、営業時間等については、火曜日から日曜日、午前9時から午後5時。休業日は、毎週月曜日。祝日の場合は、翌火曜日。あと年末年始というふうになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第11号 かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第11号、『かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第11号、かき小屋知内番屋に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

公の施設の名称ですけれども、かき小屋知内番屋、指定管理者の名称、株式会社 K. A. M rich foods。指定期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

これにつきましても、先ほどの説明資料の2ページ、ご覧いただきたいと思います。指定管理者の概要につきましても、ご説明致します。名称等につきましては、今、説明しました、字重内4-32で事業展開しております、株式会社 K. A. M rich foods。

主な業務内容としまして、かき小屋知内番屋、店舗の部分ですけれども、施設の維持管理及び修繕に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、本町の物産の紹介等に関する業務。本町の観光振興に関する業務となっております。牡蠣飯弁当製造施設、工場の方です

けれども、施設の維持管理及び修繕に関する業務と牡蠣飯弁当の製造に関する業務、牡蠣飯弁当の販売及び販路拡大に関する業務となっております。

次に運営方針ですけれども、知内町の魅力溢れる豊かな地域特産品の認知度向上を図り、観光・産業の活性化と雇用の創出のため、特産品である牡蠣・ニラを中心とした料理を観光客、地元客を問わず満足できる飲食・物販店舗を運営。また、知内町の新名物「牡蠣飯弁当」の製造・販売・販路拡大のための工場を運営すること。

特色ある運営としまして、店舗の方ですけれども、ここでしか食べられない特産品「知内海峡牡蠣」を使ったメニューの提供。知内町新名物「牡蠣飯弁当」発祥の店舗として店内での牡蠣飯の提供。牡蠣塩辛や牡蠣わさび漬けなどに続く、小売店向け商品の開発。全国のイベントの知内番屋としての出店、それによる認知度向上。工場につきましては、かき小屋店舗と連携した牡蠣飯の販売、提供。牡蠣飯以外の総菜などの商品の開発、販売。工場内に見学ゾーンを設け、目で楽しんでもらえる仕組みの創設。町民の雇用を目指し、安心して働ける職場環境の創出。工場設備を最大限に活用し、製品の質に伴う販路の確保を特色ある運営として出されております。

管理運営計画につきましては、営業時間、営業日につきましては、店舗の方は、日曜日から木曜日、午前11時から午後4時。金曜日、土曜日は、午前11時から午後8時。工場につきましては、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時。休業日につきましては、店舗は年末年始。工場につきましては、土曜、日曜、祝日、年末年始というふうになっております。

以上で説明の方、終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっとお尋ねします。議案の10号にも関連しますが、この運営方針、特にこの特色ある運営等については、相手と協議した結果、こういう運営方針を出したのかどうか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。指定管理者につきましては、ここの施設だけではないんですけれども、募集要領、そして、仕様書というものを町の方で定めまして、こういうことをやってほしいということを公示します。それによって応募してくる仕組みになっております。どこの施設であっても。今回につきましても、募集要領、そして、仕様書を課の方でまとめてですね、それを公示の方を出しております。その中では、こういうことをやってほしいということを定めたものに沿ってですね、これは事業者の方が出してきた特色ある運営ということで、ご理解をお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ということは、町の方から運営方針をきちんと出したものを出して、それに沿って指定管理者を決めるということ。そうすればですね、指定管理者の募集をしたわけですね。

ここしか来ないということでしょう。そのときに、募集するときにやっぱりこれを全部示して募集したかどうか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。ちょっと繰り返になりますけれども、先ほど言ったとおり、募集期間を設けて、公示して、募集をかけます。指定管理者については。それで、先ほど言ったとおり、募集要領、それは弁当工場は知内の町の施設で、今、こういう形で弁当工場を整備する店舗につきましては、今やっているかき小屋知内番屋ということの運営方針をその募集要領、仕様書に示しまして、それで募集をかけます。それに沿って、事業者の特色ある計画書、収支計画書と2つをですね、出していただくことになっておりまして、それを審査会の方で審議していただいて、今回、指定の議決を得たいということであります。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

相手から出された計画書とこっちから出した運営方針と合致したものをこれ作ったということなの。そういうこと。そうすればですね、もし、運営方針、特に特色ある運営等について、これらにそぐわない営業というか、逸脱した営業をした場合は、どういう考え方になりますか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。あくまでも、仕様書、募集要領に基づいたこの計画書を出して、審査会の方で申請いただいて、提起ということで審査会の方で認めておりますので、それを逸脱した営業なり、行為があるとですね、それは協定書もこれから議決を経た後、結びますけれども、その中で縛りを付けていきたいと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

ちょっと理解できないんだけど、ということは、こういう条件の下で指定管理受けてもらいますよと、もし、これに運営方針にそぐわないような形になったら、役場というか、町の方から指導に入るといふことの解釈でいい。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

今、おっしゃったとおりで、例えばうちの海産物だとか、農産物を使った弁当、牡蠣飯弁当を中心としますけれども、それが全く違う、例えばお肉の料理弁当を作るだとか、そういうものについては、相談にもありますけれども、仕様書なり、協定書の中から逸脱しましたら、それは指導に入ってですね、やっぱり牡蠣飯弁当を中心としたうちの海産物、農産物の使った弁当の提供をお願いしたいといふことの申入れをすることになると思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

そこまで、品名出してしまうと、例えばですよ、牡蠣飯、今、牡蠣弁当いろいろやっているけれども、知内産だという証明はどういうふうにする。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。この事業者につきましては、今もかき小屋の方、指定管理していただいております。それで、知内産のカキをこの弁当の方に使うということはですね、今、組合とも、前にもお話ししたと思うんですけども、続けて協議をしております。漁業者にも2月か、3月にしております。今回、指定管理はつきり決まりましたら、また業者さんと組合と町が入りましてですね、その辺はしっかりと知内産のカキを使うということの申合せをちゃんとしてですね、知内産のカキにこだわった弁当をもちろんやらなければ、それは牡蠣飯弁当ということになりませんので、知内産のカキを使ったものを使うということになると思います。それで、これは前にも説明しましたけれども、知内町のカキ、今、使うのはフリーズドライというか、アイキューですか、冷凍したのを使うことになっておりますので、それらにつきましても、組合の方に今、申入れはしております、年に何トン使う、何万トン使うという形も今、申入れしておりますので、知内産を供給できるように努めていきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

4番議員とバッティングしないようにちょっとお聞きしたいのですが、さっきもちよつと言いました、知内の牡蠣弁当ということですので、知内のカキを使うということは今、確認を致しました。それでですね、今、かき小屋で出している牡蠣弁当、あれとても美味しいんですよ、実は。何回か食べる機会があって、それで、毎週というか、毎月、最後の金曜日は半額ということもあって、友達を誘って食べに行くということで何回か行っています。それで、そういうことで、そういう面では、とても美味しいと、友達もね、言っているの、カムリッチさんに指定管理がいて、このような牡蠣弁当をきちんと売り出してもらえれば、それはそれでいいのかなというふうに私は感じています。その中で、知内の人たちは、どのくらいの雇用を見込んでいるのかなというふうに思っていますが、そこはわかりますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。雇用計画は、31年度は1人から2人を今、予定しております、32年度にプラス1人、33年度にプラス1人ということで、5年間の間に4名の雇用を図るという計画書が上がってきております。あと、この弁当ですね、今、これから弁当工場ですけども、知内番屋としても今、作って提供しております。これにつきましてはですね、物産の方もかき小屋として例えば札幌のオータムフェスタの方にも出まして、16日間で6,500食も売れたり、代々木公園の方にも出店して、そこも約400食近く売れ

たりして、すごい好評を得ておりますので、引き続き指定管理を担っていただくということですので、弁当工場を弾みとしましてですね、さらなる販路拡大をしていきたいという申入れになっておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

私はもう少し人員の採用があるのかなというふうにちょっと期待はしていたのですが、現実、こういう人数なんだなというふうに抑えました。もうちょっとどんどん売れて、従業員が増えることを期待したいというふうに思っています。終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 同意第1号 教育委員会委員の任命について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、同意第1号、『教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

同意第1号、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案をさせていただいた方については、橋本祐一氏であります。知内高校から宮城県立農業短期大学に入学をされて、卒業後、すぐに帰町して、農業後継者として今、活躍をされております。公正、高潔なお人柄で、人望も厚く、母校である知内高校の学校運営協議会委員を務める傍ら、高校のソクラテスマーケティングでは講師を務めるなど、担い手教育にも積極的に関わりながら、広く産業振興に貢献されております。

ご本人、幼稚園児と小学校児童のお子さんがありまして、地方教育行政法第4条第5項に規定のあります、保護者委員の立場からのご意見も期待されており、更にはまちづくりを支える教育の充実に高い関心と見識をお持ちの方でありまして、選任同意をいただくものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

なお、任期でありますけれども、あくまでも前任者の在任期間というふうになりまして、平成32年3月31日までの任期となりますので、付け加えて説明をさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本件はそのように取り扱うことに決定しました。

これから、同意第1号を採決します。

教育委員会委員の任命について、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

● 意見書案第1号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、意見書案第1号、『難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ 3 番（笠松悦子）

意見書案第1号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年12月13日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、五十嵐議員、成澤議員、木村議員、吉田議員、花井議員、谷口議員、以上です。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書。

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、①制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、②認定基準が厳しくなったこと等があります。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の第一条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。

よって、政府におかれては、記の事項を実現されることを求めます。

記、一．患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。

一．下記事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。

①市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。

- ②調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
- ③入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
- ④早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。

一．月額自己負担上限は患者単位とし限度額を2014年12月までの基準に引き下げる
こと。

一．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 国保の抜本的改革を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第22、意見書案第2号、『国保の抜本的改革を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 7番（花井泰子）

意見書案第2号、国保の抜本的改革を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年12月13日提出。提出議員、花井泰子、賛成議員、笠松悦子、五十嵐捷爾、松井盛泰、木村一、吉田峰一、谷口康之。

国保の抜本的改革を求める意見書

高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴をあげています。北海道でも滞納世帯は9.6万人、全加入世帯の12%を超えています。無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例がでており、「氷山のほんの一角に過ぎない」（北海道民医連調査）という、深刻な事態も起こっています。

高すぎる保険税は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

国保加入者の平均保険料（一人当たり）は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会健保の1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民にたいへん重い負担を強いる制度になっているのです。高すぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保するうえでも、重要な政治課題です。

よって、以下の施策を実施することを強く求めます。

記、1. 国保の定率国庫負担の増額を要求し続けている全国知事会、全国市長会、全国町村会のとおり、公費1兆円を投入し、協会健保並み負担率にすること。

2. 国保税を協会健保並みに引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日提出。北海道上磯郡知内町議会議長 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 カジノを含む統合リゾート（IR）推進法の廃止を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、意見書案第3号、『カジノを含む統合リゾート（IR）推進法の廃止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

意見書案第3号、カジノを含む統合リゾート（IR）推進法の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年12月13日提出。提出議員、花井泰子、賛成議員、笠松悦子、五十嵐捷爾、成澤五郎、松井盛泰、木村一、吉田峰一、谷口康之。

カジノを含む統合リゾート（IR）推進法の廃止を求める意見書。

カジノを含む統合リゾート（IR）推進法については、本年6月19日、国民の6～7割が反対している中で、強行採決されました。

同法は、刑法で禁じられた賭博を合法化し、民間業者の利益のために開設するものであり、公益を目的として認められている公営競技とは、まったく違うものです。ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破壊や治安悪化も懸念されています。

公営競技などによる既存のギャンブル依存症の疑いがある人は320万人と推計され、世界でもっとも深刻です。さらに、「遊戯」という扱いで行われているパチンコの存在により、成人人口の4.8%にあたる536万人のギャンブル依存症患者がいる（厚労省研究班）と、すでに世界最悪のギャンブル依存症大国になっています。

本年3月に共同通信社が実施した全国電話世論調査では、IR実施法案については、反対66%と多数になっています。さらに、朝日・読売などの全国紙でも、「人の不幸を踏み台にするのか」「危うい賭博の暴走」などと疑問を投げかけています。担当大臣も「カジノの弊害を心配する声が多い」と認めたにもかかわらず、地方公聴会も開催せず、法案の内容を国民に知らせず、わずか20時間の審議で決められました。

カジノ誘致を目指す自治体の試算をみても、利用者が道民、国民であることは明らかで、リゾート収益の8割をカジノが占めると試算されています。人のお金を巻き上げる賭博に経済効果は見込めません。生活破壊や治安悪化などの問題が広がるだけです。よって、カジノを含む統合リゾート（IR）推進法の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑・討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 意見書案第4号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、意見書案第4号、『再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原

発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

意見書案第4号、再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

平成30年12月13日提出。提出議員、花井泰子、賛成議員、笠松悦子、五十嵐捷爾、成澤五郎、松井盛泰、木村一、吉田峰一、谷口康之。

再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書。

9月6日の胆振東部地震では、ブラックアウト（全域停電）を招いたといわれる北海道電力株式会社の電源集中や、苫東厚真石炭火発の耐震性が問われました。

北電は泊原発の停止後、耐震基準が「震度5」しかない苫東厚真に電力の40%を一極集中させていました。泊原発の安全対策（2000億円）や維持費（毎年700億円）に多額の資金を投入する一方で、再生可能エネルギーへの投資は原発の100分の1しかなく、送電線に泊原発分の空きがあるのに、再生可能エネルギーの接続を制限しています。

また、九電が原発再稼働の引き換えに太陽光の出力制御を実施したことでも、原発が分散型に逆行する電力であることは明らかです。

こうした電力会社の経営判断の背景には、国がエネルギー基本計画で電力の20～22%を原発から供給するとした、安倍政権の政策があります。今回の震災で、大出力で出力調整が出来ない原発が、分散型とはまったく逆方向の大規模集中発電であり、電力会社も「安定供給」に照らしても失格なのは明らかです。

道内の世論調査は、常に原発再稼働を「認めない」が6割に上ります。再びブラックアウトが起きることのないよう、電力の安全で安定した供給のために、原発を再稼働せず、原発のない日本と北海道、大規模集中発電から再生可能エネルギーでの分散型電源へ転換することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日提出。北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く議員全員であります。よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 選任第1号 議会運営委員会委員の選任について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、選任第1号、『議会運営委員会委員の選任について』を行います。

ここで、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

議会運営委員会において、定数の欠員を生じたことから、知内町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

議会運営委員に松井盛泰君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、松井盛泰君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

● 諸般の報告について（経済民生常任委員会委員長の選任報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第26、諸般の報告を行います。

本件は、委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中の経済民生常任委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいっておりますので、報告します。

経済民生常任委員会の委員長に松井盛泰君が互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第27、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、諸会議、研修、要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことに承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出席又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席又は派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第4回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（ 閉会 午後 1時50分 ）